

平成20年第4回定例会一般質問（2008.9.16）

○33 番（尾花康広）登壇 昨今、東京・秋葉原の無差別通り魔殺人事件など、社会全体を覆う閉塞感を感じさせる凶悪犯罪が多発しており、犯罪の発生要因の1つとして、年齢ギャップと言われる発達段階に応じた社会性が身につけていないことがクローズアップされています。人が社会とのかかわりを持つ最たるものは雇用、就業、すなわち働くということであり、その素養は、幼少期から地域において異なる年齢層と交流することから始まると思います。あらゆる市民が社会とのかかわりを持ち続けることを醸成する観点から、私は公明党福岡市議団を代表し、本市の雇用、就業支援の取り組みと放課後子どもプランの取り組みの2点について質問を行います。当局の積極的かつ前向きな答弁に期待します。

まず、本市の雇用、就業支援の取り組みについてです。

あるとき、私の事務所に母子家庭のお母様が、自分がだんだんと高齢化、年をとることで特定疾患、難病を持つ子どもの将来について、この子がきちんと職業を持ち、自立して生きていけるのかどうか、とても心配になったので子どもを連れてまいりました、と市民相談においでになりました。息子さんは20歳代前半の方で、今は病気を何とかコントロールされ、将来の就職に少しでもプラスになればと、医療関係の資格取得に向け、専門学校に通っておられました。働く意欲はあっても、病気に対する社会の偏見などで就労先が極端に制限されている方が現実として少なからずおられます。

そこでお尋ねいたします。本市には、就職に困難を抱えている方などに対し、就労に関して、保健、医療、福祉等の関係機関が連携し、継続的な支援を行っていく仕組みがありますか。

さて、本市の最近の雇用失業情勢を見ると、平成20年7月時点において、福岡県の有効求人倍率は0.64倍、福岡地区有効求人倍率は0.61倍と、全国平均の0.89倍を大きく下回っています。0.61倍ですから、福岡都市圏は仕事を探している人、100人に対して61人分の仕事しかないということです。福岡県の求職者数の半数近く、46.7%が若年者、15から34歳で、その数は3万6,857人で、高齢者である55歳以上の求職者に占める割合は20.8%、2万1,199人で、全体の5分の1に達しています。福岡県の完全失業率、平成20年4月から6月は5.1%で、全国平均の4.1%を上回り、平成19年6月1日時点における県内の従業員56人以上の企業の障がい者雇用率は1.63%で、法定雇用率である1.8%に達しておらず、未達成企業は51.5%、半数以上に及んでいます。平成18年11月に実施された福岡市ひとり親世帯実態調査の結果によれば、母子家庭で年収200万円未満の世帯は51.8%で、5割を超えています。こうした背景には、派遣労働者やパート労働者の増加などで非正規雇用が増加し、安定した雇用が相対的に減少していることや、急激に進むIT化等の影響による職業能力のミスマッチなどがあり、就業を希望する市民の期待にこたえ、円滑な労働移動を促すための積極的な就業支援の取り組みが必要であると言われてしています。

そこで、お尋ねいたします。非常に厳しい雇用失業情勢の中、本市は市民に対し、これまでどのような就業支援を行ってきたのでしょうか。特に就職弱者と言われる若年者、高齢者、障がい者、母子家庭の母等の就業相談などの状況はどうなっていますか。

平成 12 年 4 月、雇用対策法が改正され、その第 5 条において、地方公共団体に雇用施策に取り組む努力義務が課せられました。国においては、再チャレンジ支援総合プランや成長力底上げ戦略を推進しており、いずれもフリーターやニートといった若年者や高齢者、障がい者、母子家庭の母など、就職に向けた支援が必要な人の就業を支援する内容で、平成 20、21 年度に本格的に取り組むことになっております。これを受け、東京都世田谷区は、職業紹介から就労後の支援までを一括してサポートする就労支援総合窓口を開設し、子育てや介護などでフルタイム勤務が困難な区民には、短時間勤務など柔軟な雇用形態の仕事を紹介し、35 歳未満の若年層を対象に試用期間、最長 3 カ月に国が賃金の一部を助成し、企業の人件費負担を軽減するトライアル雇用も扱っています。窓口には専門の職員が常駐し、就職後の相談も受け付け、仕事の進め方もアドバイスし、さらに、区内企業を巡回して求人情報を収集する専門員も配置しています。若者、女性、中高年など、対象に応じて内容を変えるセミナーも実施し、セミナー参加者は個別の企業と接触できるようになっており、仕事と家庭の両立に配慮した、きめ細やかな就労支援に取り組んでいます。

また、福岡県古賀市では、制度改正によりハローワーク業務を市町村単位で行えるようになったことに伴い、平成 17 年 6 月に無料職業紹介所を市庁舎内に設置し、専門の嘱託員を配置し、来所する求職者には詳細なヒアリングを行った上で企業とのマッチングを図るなど、きめ細かく対応を行い、同市には工業団地に立地する企業や医療機関が多いことも奏功し、製造業や医療、福祉関連企業への就職が増加し、平成 19 年度には来所者 465 人に対して採用者は 241 人と、採用率が 5 割を超えるなど高い実績を上げております。これに比べて、本市の取り組み状況はどうでしょうか。最近、本市のホームページに寄せられた市民の声に、求職によい案や助言をくださいとの題目で、東区の 30 代の女性からの、自分の能力を生かして働きたいが、年齢制限等で見つからない。現在、ハローワークで求職相談をしているが、市においても何かよい案や助言をいただければとの声で、ハローワークに既に求職登録し、自分の能力を生かしたいという職務経験のある女性の相談に対し、市の回答内容は事もあるうに、無業の若者等への若者自立支援事業の案内をし、ハローワーク等の就労機関への付き添いやホームページによる求人情報の閲覧を説明し、具体的な求職活動はハローワークが行っている現状ですので御理解くださいというもの。この回答は余りなのではないか。この事例が本市の雇用、就業に取り組む姿勢を物語っていると思います。

そこでお尋ねいたします。そもそも本市において、独自の職業紹介事業を行う予定はないのでしょうか。

本市の就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援窓口を何カ所か視察してまい

りました。どの施設においても、職員の方が限られた予算と人員の中で懸命に働いておられ、貴重な御意見を伺うことができました。まず、福岡市障がい者就労支援センターは、障がい者の就業先の確保のためには、ハローワークの障がい者雇用率達成指導や福岡商工会議所からの会員企業への働きかけとの連携など、企業へのあと一押しができる体制づくりが急がれていること。また、当センターは博多区千代の旧博多保健所施設を改良して設置されておりますが、個人面談室などは消防法の関係で壁を天井まで伸ばすことができず、相談者のプライバシーを保つことができません。また、最寄りの公共の駅から当施設まで点字ブロックが道幅の関係で敷設できず、家族の方などの介添えなしでは視覚障がい者が1人ではたどり着けないなどの問題を抱えておりました。

次に、福岡市立母子福祉センターは、運営をNPOに委託しており、就業支援相談件数が来館、電話等を含めトータルで平成18年度は351件あったものが、平成19年度には1,244件と対前年度比3.5倍を超えて増加し、来所者のニーズから就業支援相談を週5日から週6日、夜間も週3回行うなど大幅に拡充しておりました。パソコン操作などのIT講習を実施しておりますが、機器が10人分しかなく、ニーズにはほど遠い数で、増設したいが予算が限られているとのこと。また、各区役所からセンターへの誘導にも温度差があり、当センターのPRを十分に行ってほしいとの声が聞かれました。

区役所にある高齢者職業相談室では、建設業界等を離職した高齢者からの相談が多く、就業意欲は高いが、履歴書、職務経歴書の書き方や面接の受け方等のビジネスマナーなどの基本的なアドバイスが必要で、区役所の会議室でそうしたセミナーが開催できればもっと効果的との意見をいただきました。

特に上記3施設が異口同音におっしゃったことは、障がい者、母子家庭の母、高齢者等の就職弱者に対する企業などの就業先の受け皿が余りにも小さいという問題であり、国や県を初め、福岡市として就業先の確保対策に本腰を入れて取り組む必要があるのではないかという問題提起でした。

そこでお尋ねいたします。本市として、就職弱者の雇用問題など、他局にまたがるテーマで会議を開催し、その問題への対策を具体的に協議し、実行に移したことがありますか。各就業支援施設が共通に抱える問題を全庁的に討議し、その改善策を練る体制がありますか。また、ここで問題になっている就職弱者の雇用問題、就業先の拡大などについて、本市としてどのように取り組んでおられるのでしょうか。

次に、放課後子どもプランについてです。

子どもが犠牲となる犯罪、凶悪事件が相次いで発生し、社会問題化している上、子どもを取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘されており、そうした中で放課後対策は近年ますます重要になってきております。平成19年度から全国的にスタートした放課後子どもプランは、地域社会の中で放課後や週末等に子どもたちが安心して健やかにはぐくまれるよう、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を一体的あるいは連携して実施するもので、具体的には子どもたちの適切な

遊びや生活の場を確保し、小学校の余裕教室などを活用して、地域の参画を得ながら学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動などが実施されるものです。この取り組みは行政や学校だけではなく、地域の多くの方々の参画がなければ定着、促進されないものであり、この取り組みを通して地域のコミュニティーの形成によって、社会全体で地域の子どもたちを見守りはぐくむ機運の醸成が図られ、子どもを育てやすい環境の整備につながると言われております。また、学校教育外において子どもたちの学習、多様な体験の機会を地域ぐるみで提供する仕組みをつくる観点からも重要であり、このような取り組みに地域の人材が幅広く参加すれば、地域社会全体の教育力向上も期待できます。子どもの安全な居場所を確保することは、同時に保護者等が安心して働く環境づくりにつながり、結果としてワーク・ライフ・バランスの確保に資するものであります。

そこで、お尋ねいたします。本市の放課後子どもプランの1つである新・放課後等の遊び場づくりモデル事業の取り組み方針並びに進捗状況はどうなっていますか。本市においては、前身の事業である放課後の遊び場づくり事業、わいわい広場が5年間でわずか10校にしか広がらなかった苦い経験がありますが、今度の新モデル事業においては、その課題分析と対策が打たれているのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わり、2回目以降は自席にて行います。

○副議長（久保 浩） 阿部保健福祉局長。

○保健福祉局長（阿部 亨） 雇用、就業支援の取り組みに関する御質問のうち、特定疾患や障がいなどで就労に困難を抱えている方への支援についてでございますが、特定疾患の方は障がい者手帳をお持ちの場合がございます。障がい者への就労支援につきましては、障がい者就労支援センターを中心に就労に関する相談などを行っているところでございまして、就労支援センターでは必要に応じ、保健福祉センター、医療機関など等の関係機関とも連携をし、就労を支援しているところであります。

また、障がい者の就業相談につきましては、主に障がい者就労支援センターで応じているところでございます。就労支援センターにおける本人、家族からの相談件数は、19年度の実績で延べ件数でございますが3,034件、就職者数は123人でございます。以上でございます。

○副議長（久保 浩） 渡辺経済振興局長。

○経済振興局長（渡辺正光） 雇用、就業支援の取り組みについてお答えをいたします。まず、これまでどのような就業支援を行ってきたのかというお尋ねでございます。

本市には、ハローワークを初めとする就業支援機関が、さまざまな就業紹介、職業相談、職業訓練等の事業を行っております。本市では、まずこれらの事業をホームページ内に開設をいたしました福岡市しごと情報サイトや市政だよりなどの広報媒体を用いまして、就業に関する情報を市民に提供してまいったところでございます。また、若年者、高齢者、障がい者や母子家庭の母など就労困難者に対しましては、本市独自の就業相談窓口を設けて、個々の状況とニーズに応じた就業支援を行ってきたところでございます。

次に、就業相談の状況についてでございますが、まず若年者につきましては、就労への一歩を踏み出せない無業の若者、就職や仕事に対して不安がある若者及びその保護者を対象に、市立青年センターにおきまして若者相談窓口を開設いたしております。平成19年度は688件の相談を受け、32の方が就職に至っております。

次に、高齢者の就業相談につきましてはハローワークと共働で、南区、早良区の各区役所市民相談室におきまして毎週月曜日から金曜日の間、職業相談や職業紹介を行っております。平成19年度は3,484件の相談を受け、196の方が就職に至っております。

次に、本市独自の職業紹介事業を行う予定はないのかというお尋ねでございます。

本市独自の職業紹介事業といたしましては、こども未来局において、母子家庭の母を対象とした企業合同面談会を実施するとともに、母子福祉センターで常設の職業紹介を行う予定といたしております。今後、その他の就労困難者への職業紹介事業の拡充につきましても、それぞれの特性に応じて必要性を検討してまいります。

次に、就労困難者の雇用問題や就業支援施設の抱える課題に対する対策、また、就業先の拡大に対する取り組みについてのお尋ねでございます。

就労困難者の雇用問題や就業支援施設が抱える課題につきましては、それぞれの就業支援施策を実施していく中で、関係局で協議、対応してきたところでございます。例えば、議員お尋ねの就業先の拡大につきましては、障がい者や高齢者等を雇用することへの企業の理解、協力などが必要であり、経済振興局におきましても企業向け情報誌「CATCH」を使って、障がい者就業支援センターや高齢者雇用確保措置など、雇用、就業に関連する施策等の紹介や周知に努めてまいったところでございます。また、障がい者就業支援センターでは、企業訪問などを行いまして就業先の確保を行っております。今後とも、雇用、就業に関して、庁内の情報交換、連携を図ってまいります。以上でございます。

○副議長（久保 浩） 大場こども未来局長。

○こども未来局長（大場美徳） 私のほうから母子家庭の母の就職相談につきまして、

市立母子福祉センターにおける状況についてお答えいたします。

休館日でございます月曜日を除きまして、毎日相談をお受けいたしております。相談件数につきましては、議員御指摘のとおり増加傾向が非常に顕著になっております。相談の内容につきましては、履歴書の書き方や面接の受け方、自分に合った仕事、適職に関する事、就職に役立つ資格取得に関する事、就職活動の方法に関する事などでございます。また、相談者に対しましては、相談に対する助言を行うとともに、ハローワークとの連携や求人情報誌などからの情報をもとに求人情報を提供いたしております。

次に、新・放課後等の遊び場づくりモデル事業の取り組み方針についてでございますが、本年から3年程度かけましてモデル事業を実施することといたしております。その中で、関係事業や関連団体との連携のあり方、子どもたちや地域、学校にとって、よりよい事業内容や効果的な事業手法等について検証・検討し、新しい事業の制度設計を行うことといたしております。進捗状況でございますが、現行の放課後の遊び場づくり事業を実施しております10小学校の地域関係者との協議、調整等を進めてきたところであり、本年9月下旬から10月にかけて7校で新モデル事業を開始する予定としてございます。

続きまして、事業の課題と対策につきましては、大きく3つあると考えております。まず、事業内容や手法の課題でございます。これまでの外遊びに特化した内容だけでは、子どもや保護者に参加を促す魅力は不足していたのではないかとの認識から、子どもや保護者、地域、学校等の動向、ニーズを踏まえ、またNPOや大学などの参画も得ながら、新たな事業メニューや事業手法の検討を行っていくことといたしております。

次に、推進体制の課題でございます。事業運営や安全管理にかかわる体制面での充実を求める保護者や地域の声を踏まえ、有償の補助員の新設、プレリーダーの派遣回数増加、NPOや学生などの多様な主体への参加の働きかけなどを行っていくことといたしております。

3点目は、事業の周知、PRの課題でございます。事業そのものの存在、また、この事業の趣旨である遊びが子どもの成長に与える効用について、十分に周知できていなかったのではないかとの認識から、講演会やPRビデオの作成、実施校での事業見学会など、情報発信、PR活動の強化を図ってまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○副議長（久保 浩） 尾花康広議員。

○33番（尾花康広） まず、本市の雇用、就業支援の取り組みについてです。

現場の声は、市民の就業支援施策を、本市として重点課題として位置づけ、全庁的に

調整、推進する仕組みが必要なのではないか、そうすれば、本市の事業に絡めての就業体験、雇用創出、企業等の就業先の受け皿づくりがもっとできるのではないか、全庁的に検討する場があれば、例えば、福岡市障がい者就労支援センターの所在地は、ハンディキャップを抱える障がい者にもっと配慮し、利便性が高く、バリアフリー化も進んでいる天神、博多駅地区等になったのではないかというものです。こうした声を背景に、政令指定都市の中でも先駆的な雇用、就業支援施策を展開している大阪市を調査してみました。

大阪市では、平成14年2月、市における雇用に関する施策を総合的かつ円滑に推進するため、大阪市雇用施策推進本部を設置し、本部長には市民局長が就任し、その構成員にすべての局が名を連ね、全庁的に雇用施策に取り組んでおられました。平成15年7月には、大阪市雇用施策推進プラン基本計画を策定し、平成16年2月、5万人の雇用創出と雇用の安定に向けた取り組みを取りまとめ、雇用につながるさまざまな分野の施策を総合的に推進することにより、平成16年度から19年度の4年間で5万人の雇用創出という雇用の受け皿づくりの方針を強く打ち出し、結果として6万2,486人の雇用を達成しておりました。平成17年3月、大阪市雇用施策推進基金を設置し、平成18年3月、大阪市雇用施策推進プラン、第2次、平成20年5月、大阪市雇用施策推進プラン、第3次を策定し、就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援などを重要な柱とし、個人の職業能力を高めるためのキャリア形成支援や経済団体等の連携などを推進し、平成20年度ベースで見ると、実施される119の事業が雇用・就業支援の1本の柱に見事に関連づけられ、一目瞭然に事業の効果が雇用の創出に結びつくことがわかり、就職に向けた支援が必要な人の就職数の平成20年度目標は4,250人と設定されておりました。

また、大阪労働局、大阪府、大阪市、関西経営者協会、連合大阪の5者で構成される大阪雇用対策会議を設置し、雇用・就労支援プログラムを策定しており、これを一読すると公労使一体となった、就職に向けた支援が必要な人に重点を置いた雇用、就労支援の展開が一目でわかり、大阪は雇用のセーフティーネットがしっかりしているな、人生路頭に迷ったら大阪に行こうと思わずつぶやいてしまうほどの徹底ぶりでした。

今までの調査結果を踏まえ、本市における雇用、就業支援施策の促進を具体的に提案したいと思います。本市は、雇用・就業施策推進本部を設置し、雇用・就業施策推進プランを策定し、本市の事業をこのプランのもとに関連づけ、雇用創出と雇用の安定に取り組む、また具体的な目標を設定すべきだと思いますが、いかがでしょうか。また、企業等の就業先の受け皿づくりに関連して、本市の事業を活用した雇用機会の創出などをもっと積極的に推進すべきです。

北九州市では、事務用品供給から清掃業務提供に至るまで、物品供給業者の格付、子育て支援を評価項目にしたとされますが、本市においては、さらに進めて、登録業者の全分野の契約に関し、若年者、高齢者、障がい者、母子家庭の母等の雇用の社会的責任、

社会貢献の視点を導入してはいかでしょうか。

地方自治法施行令第 167 条の 2、随意契約の 3 は、高齢者や母子家庭の母等の就業支援を行う団体から役務の提供を受ける場合や障がい者の就業支援等を行う施設において製作された物品を買い入れる場合は、随意契約によることができる旨が規定されており、さらに、本年 3 月 1 日の改正により、障がい者就業支援施設等との随意契約の範囲の見直しが行われ、物品を買い入れる契約のほか新たに役務提供を受ける契約が加えられましたが、本市における取り組み状況を具体的にお示しください。また、この法令の趣旨を生かすためにも、各種団体へ本市が契約可能な物品製作や役務の提供についての働きかけや、これらの物品や役務提供の契約を促進する本市独自のローカルルールを整備し、もっと高齢者や障がい者、母子家庭の母等を優先した取り組みを推進すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

指定管理業者の選定に当たっては、本市は、指定管理者の指定の手続に関するガイドラインを設け、各局における指定管理業者の選定基準の 1 つとして、障がい者や高齢者の雇用の配慮をうたっておりますが、審査項目として設定するよう努めること、配点や評価するポイントを整理し、募集の際に考え方を明示することが望ましいなどと緩やかな表現になっており、しかも障がい者や高齢者以外の若年者、母子家庭の母及び寡婦などが明記されていないという問題点があります。早急に改善し、せつかくガイドラインを定めているのですから、これに沿って指定管理業者を選定するよう各局へ徹底し、その結果、どのくらい就職弱者の雇用が確保できたかを掌握するぐらいの真剣さで取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、本市の放課後子どもプランについてです。

先進事例の視察として、昨年、東京都江戸川区すくすくスクール事業と豊島区子どもスキップ事業を調査してまいりました。両区とも運営体制が非常に重厚で、江戸川区は全 73 校で実施してまいりましたが、代表的な立場で学校や地域との総合的な調整を担当する区非常勤職員であるクラブマネジャー 1 名、児童の安全管理や育成指導、学童クラブの保護機能、その他庶務の事項を担当する区常勤職員、非常勤職員のサブマネジャー、2 から 4 人、児童の見守りなど活動の補助的業務を担当する区臨時職員であるプレイングパートナー、3 から 7 人、地域教育の代表として子どもたちとのかかわり方を考え実行する支援組織で、PTA や町会、自治会等の地域ボランティアにより小学校区単位でサポートセンターが設置されておりました。豊島区でもほぼ同様の体制で、障がい児、施設内容、実施形態等により職員配置数を加算できる仕組みとなっており、常勤、非常勤、臨時と形は違っても区直接雇用の職員による責任ある布陣となっており、いわゆるボランティア任せを感じさせるような点はありませんでした。

事業主体は、江戸川区は教育委員会、豊島区は子ども家庭部、本市で言うところの子ども未来局で、事業の立ち上がりや円滑な運営面で教育委員会主体の江戸川区のほうがうまくいっておりました。江戸川区では、教育委員会の熱血担当者が、学校は教師のも

のではなく区民のものであるなどの意識改革を当初から学校や地域にスムーズに徹底できたのに対し、豊島区では、学校側から教育現場に福祉を持ち込むな、空き教室と言うな、一時的余裕教室と言え、アコーデオンドアによる立入禁止等、かなりの抵抗と思えるようなものがあり、子ども家庭部の担当者等が無意識のうちに口にされていた、私たちは店子、間借り人、足のつま先から入る覚悟で辛抱強くやるなどの言葉に象徴されるように、立ち上げに相当な苦勞をされていることが伺えました。

こうした点を踏まえ、お尋ねいたします。放課後子ども教室推進事業について、教育委員会が事業主体となっている割合は、政令指定都市と東京 23 区ではどういう状況になっていますか。本市の事業主体は、こども未来局ではなく教育委員会のほうがうまくいくのではありませんか。運営体制としてもっと十分な人的配置を行う必要があるのではないのでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

○副議長（久保 浩） 渡辺経済振興局長。

○経済振興局長（渡辺正光） 雇用、就業施策推進本部を設置し、施策の推進プランを策定する必要があるのではないかと、また具体的な目標を設定すべきではないかという、具体的な御提案でございます。

雇用、就業に関する取り組みにつきましては、関連する施策を整理、体系化するとともに、総合的、効果的に進めていくため、議員御提案のプランのような、本市の基本的な考え方を取りまとめることが必要であると考えております。このため、本市における雇用や就労に関する施策につきまして情報交換を行うとともに、連携協力を図っていくため、関係部局による庁内の協議組織について検討してまいりたいと考えております。この庁内協議組織におきまして、各局の雇用、就労関連施策に共通するテーマや課題について意見交換や協議を行う中で、目標設定などを含めて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（久保 浩） 菅原財政局長。

○財政局長（菅原泰治） 登録業者の全分野に企業の社会的責任、社会貢献の視点を導入することにつきましては、本市では、社会貢献優良企業制度を設け、障がい者雇用、次世代育成、男女共同参画支援などについて、一定の基準を満たす企業に対し工事、委託、物品購入等、すべての分野で入札の指名や見積もりへの参加の機会を可能な限り拡大するなど、配慮を行っているところでございます。また、同制度の受け付けをこれま

で2年に1回といたしておりましたが、本年度から毎年受け付けるよう改善したところでございます。今後とも、社会貢献優良企業制度のあり方を含め、入札制度の全体的な見直しを行う中で検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者や障がい者、母子家庭の母等の支援団体との契約の促進策につきましては、今般の地方自治法施行令の改正の趣旨も踏まえ、保健福祉局を初め、関係各局と十分協議しながら、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（久保 浩） 阿部保健福祉局長。

○保健福祉局長（阿部 亨） 高齢者、障がい者への優先的な随意契約に向けた取り組みについてお答えをいたします。

まず、高齢者につきましては、福岡市シルバー人材センターとの随意契約が可能ですので、本市各事業部局に対して積極的な業務発注の働きかけを行っております。また、障がい者につきましては、平成14年度から本市独自のローカルルールといたしまして、障がい者施設や作業所からの物品購入につきましては160万円以下、役務の提供につきましては100万円以下の範囲内で各所管課が施設等と直接随意契約ができる制度を実施しているところでございます。今後とも、各局に対して、施設等への発注について働きかけを行うとともに、商品開発の研修会や授産製品コンテスト、民間企業と共働でのオリジナル商品の開発など、商品力アップへの支援に努めてまいります。地方自治法施行令の改正を受けました対応やローカルルールの整備につきましては、財政局と協議しながら検討してまいります。以上でございます。

○副議長（久保 浩） 大場こども未来局長。

○こども未来局長（大場美徳） 母子、寡婦福祉団体におきましては、地方自治法施行令の規定に基づきます随意契約の実績はございませんが、母子及び寡婦福祉法の規定に基づき、母子家庭の母等の就労促進の観点から、現在、市民会館など3施設において売店の設置を許可しているところでございます。

次に、放課後子ども教室推進事業でございますが、お尋ねの教育委員会が事業主体となっている割合につきましては、政令指定都市では17市のうち11市でございまして65%、東京都では23区のうち20区で87%となっております。

次に、事業主体につきましては、本市では子どもに関する施策を一体的に推進するためにこども未来局を設置しております。新・放課後等の遊び場づくりモデル事業につきましても、他の子ども施策との連携、調整を図りながら、こども未来局が中心となって取り組んでまいりたいと考えてございます。なお、円滑に事業を進めるためには、学校

現場はもとより、教育委員会の主体的なかかわりが不可欠でありますので、今後とも、教育委員会とは密接に連携しながら事業に取り組んでまいります。

次に、運営体制についてでございますが、子どもたちや地域、家庭にとってよりよい事業にしていくためには、運営体制については十分検討することが必要であると認識しております。今後、新・放課後等の遊び場づくりモデル事業において行う事業内容や手法の検証・検討結果を踏まえ、適切な体制づくりを行ってまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○副議長（久保 浩） 中島総務企画局長。

○総務企画局長（中島紹男） 雇用、就業支援の取り組みに関しまして、指定管理者の選定に当たってのお尋ねでございますが、指定管理者の選定基準につきましては、それぞれ公の施設の設置条例で定められておるところでございますが、指定管理者の指定の手續に関するガイドラインにおきまして、標準的な基準を具体的に示しております。このガイドラインでは、指定管理者の選定基準については、団体の安定性、継続性、団体運営の透明性、公平性などを基本とするとともに、公の施設としての性格上、高齢者、障がい者の雇用への配慮などについても、審査の1項目として設定するよう努めることとし、各局への周知を図っておるところでございます。

御指摘がございました若年者、母子家庭の母、寡婦の雇用への配慮につきましても、個々の公の施設の設置目的等によっては審査項目の1つとすることが望まれる場合もあると考えられますことから、所管局の選定における審査項目、審査結果について現状を把握し、選定基準のあり方について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（久保 浩） 山田教育長。

○教育長（山田裕嗣） 放課後の遊び場づくり事業についての御質問でございますが、教育委員会は学校を所管し、学習指導や生徒指導など学校教育における児童への指導を行っております。児童を対象とした放課後の遊び場づくり事業における教育委員会の立場と役割につきましては、子どもたちが身近な地域の中で安全で安心して遊びや活動ができる場や機会の提供の充実を図ることであり、運動場や体育館などの施設を授業に支障のない範囲で積極的に提供するなど、円滑な事業の推進に向けて、こども未来局と緊密に連携をしております。以上でございます。

○副議長（久保 浩） 尾花康広議員。

○33 番（尾花康広） 働くということは、本来、あらゆる人々がみずからの意思に基づき、自己実現の1つの方法として取り組み、生きがいや生きるために必要な対価を得ることであり、人間の基本的権利の1つを成すものだと思います。現在、非正規雇用の増加や若年層の高い失業率、団塊の世代の大量退職など、労働市場はさまざまな問題を抱えておりますが、だからこそ、仕事でのつまずきや結婚、出産等による職業生活の中断、倒産やリストラ等による離職などを経験しても、学びや職業訓練を受けることを通じて、何度でもチャレンジして職業につくことができるように、キャリア形成支援のための環境整備を行うことがとても重要だと思います。市民1人1人が働くことを通じて、その意欲と能力を発揮し、社会とのつながりを深め、豊かな市民生活を営むことができれば、ちまたを震え上がらせた東京・秋葉原通り魔殺人事件などに見られるような、社会全体を覆う閉塞感から起こる無差別凶悪犯罪などの防波堤の一助になると確信しております。

本市は、平成20年6月、政策推進プランを策定しておりますが、雇用施策に関して正面から触れられているのは、政策目標13の「企業・創業や企業立地を促進し、多様な雇用の場を創造する」のみであり、その内容として記載されていることは、ホームページ、福岡市しごと情報を開設し、情報の一元化を図ったこと、情報関連産業分野等の求職者に対して、インターネット上で就職情報を提供していること、市立青年センターに若者相談窓口を開設し、無業の若者の職業的自立を支援していることであり、最後のところで、「このような若者に加え、高齢者、女性などの就労困難者への支援が課題となっています」とあり、高齢者、女性などの就労困難者への支援に対して、本市は政策推進を進める上での課題と明確に位置づけております。本市として、雇用、就業支援施策にこれからどう真剣に向き合うおつもりなのか、市長の御所見をお伺いいたします。

放課後子どもプランの取り組みについては、運営体制を外郭団体に委託している名古屋市のトワイライトスクール事業を視察してまいりました。当事業は、放課後などに学校施設を使って、子どもたちが学年の異なる友達と自由に遊び、学び、体験活動などに参加し、また、地域の人々と交流することを通じて、自主性、社会性、創造性などをはぐくむことを目的に、平成20年4月1日現在、262校中227校で実施されておりました。運営を任されている名古屋市の外郭団体である財団法人名古屋市教育スポーツ振興事業団は、平成10年4月に、スポーツ振興の前に教育という文字を追加し、教育スポーツ振興事業団と名称を改め、これまでのスポーツ・レクリエーション事業にトワイライトスクールなどの学校開放事業、野外教育事業を加え、さらには平成18年4月から学校給食事業を市から受託し、各種事業を積極的に展開しておりました。

本市では、第2次外郭団体改革実行計画の中で、統合、業務再編を含め、あり方を検

討する団体として財団法人福岡市スポーツ振興事業団と財団法人福岡市体育協会が挙げられており、両団体とも補助金収入が減っていく中で、将来にわたって市から指定管理者として、スポーツ施設の管理の委託を受けることができる保証はなく、法人として経営が成り立つためには、もっと事業の工夫改善を図るべきであり、これまでの学校施設開放事業の受託などの実績を生かすべきです。

そこでお尋ねいたします。放課後子ども教室推進事業については、財団への委託も含めての事業手法の検討を行ってはいかががですか。また、財団は事業の受託を検討してはいかががでしょうか。

運営体制で十分な人員配置を行うには、地域の人材力を高める工夫が大切であり、高齢者の豊富な経験や知識を活用しない手はありません。特に団塊世代の大量離職というこの時期、シニア世代がサービスの提供者、すなわち社会を支える側になっていただくことが大切であり、ボランティア、NPO、コミュニティービジネスなど、いずれの形にせよ高齢者の社会参加を加速させる取り組みが必要です。今こそ、我が会派がかねてから提案している千葉県我孫子市のシニアインターンシップ事業の手法を本市も早急に取り入れるべきだと思いますが、その導入予定はどうなっていますか。

財政、資金面で厳しいのであれば、千葉県市川市で実施され、富山県小矢部市などで検討されている市民税1%支援という、市民が支援したいと思う市民活動団体を選んで市に届けると、納めた市民税の1%相当額がその団体に補助金として交付される仕組みがにわかに注目を浴びています。本市にはそれに匹敵する、平成20年1月1日から始まった寄附金の税の優遇措置、ふるさと納税制度の福岡市版ふるさと福岡応援寄附があると思います。寄附金の出し手側と受け手側のマッチング、必要な資金を必要な対象に届けるための仕組みの構築をもっと工夫改善し、制度のメリットを大々的にPRし、潤沢な寄附金制度の基盤を本市もこの時期に確立すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

市長は、政策推進プランにおいて、政策目標の1番目に「子どもがたくましく生きる力、夢や希望を持って育つまちとなる」を挙げられています。とにかく、あらゆる知恵と手だてを総動員し、事業手法が直営や外郭団体、NPOへの委託などいずれの方法になったとしても、子どもたちのために、この1点で、全国的におくれている放課後子どもプラン事業を一刻も早く全市的に展開していただきたいと念願しております。

最後に、子どもの放課後施策の取り組みの推進に対する市長の御決意をお尋ねし、私の質問を終わります。

○副議長（久保 浩） 大場こども未来局長。

○こども未来局長（大場美德） 放課後子ども教室推進事業の事業手法についてでござ

いますが、本年から3年程度かけまして実施いたします新・放課後等の遊び場づくりモデル事業の中で、外郭団体やNPOなどの他の実施主体への委託も含め、効果的な事業手法について検証・検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○副議長（久保 浩） 陶山市民局長。

○市民局長（陶山博道） 福岡市スポーツ振興事業団で放課後子ども教室推進事業の受託を検討してはどうかとお尋ねでございます。

福岡市スポーツ振興事業団は、スポーツ施設の管理運営や市民スポーツの普及振興を目的とする事業を推進しておりますが、放課後子ども教室推進事業は、子どもの健全育成のための新たな分野の事業となりますので、名古屋市等他都市の財団の状況について調査するとともに、今後、効果的な事業手法についての検討を行うことも未来局と十分に協議してまいりたいと考えております。

次に、かねてから御提案いただいておりますシニアインターンシップ事業につきましては、我孫子市の調査もさせていただきましたが、シニア世代の方が社会参加されるきっかけとなる有意義な取り組みであると考えております。本市におきましても、来年度から団塊の世代等を対象に、希望するNPO団体の活動を体験していただくNPOボランティア体験事業を福岡市NPOボランティア交流センターあすみんで実施したいと考えております。そのため、今年度中にモデル事業を実施することとしており、現在その準備を進めているところでございます。以上でございます。

○副議長（久保 浩） 菅原財政局長。

○財政局長（菅原泰治） ふるさと納税制度を活用した寄附金制度の基盤確立方策につきましては、現在、本市では子どもの健全育成などに活用する福岡市子ども未来基金やNPO法人の公益活動に対して助成する福岡市NPO活動支援基金を初め、さまざまな施策を推進するために設置している10の基金等において寄附を受け入れておりまして、寄附者の意向や寄附の充当先について、きめ細かく対応できるよう工夫しているところでございます。また、リーフレットや専用ホームページを作成し、寄附者が希望に沿った基金を容易に選択できるよう、各基金の目的や用途を説明するとともに、税の優遇措置や寄附金の納入手続などをわかりやすく紹介し、PRに努めているところでございます。今後とも、より魅力的かつ効果的な仕組みとなるよう、他団体の取り組み事例も参考としながら検討してまいるとともに、ふるさと納税制度の着実な定着を図るため、さまざまな機会をとらえて積極的にPRを行ってまいります。以上でございます。

○副議長（久保 浩） 吉田市長。

○市長（吉田 宏） 社会不安を引き起こす原因というのは、さまざまあると思いますがけれども、秋葉原の事件を例に出されましたが、まさに雇用の不安というのが一番社会不安を引き起こす大きな原因だと思います。特にそういう不安は、御指摘のように、弱者のところが一番しわ寄せが行くわけで、そこに対して行政がどれだけの就職の機会、雇用の機会を掘り起こせるかということは、まさに今喫緊の課題だろうと考えています。先ほどのハローワークに行っただけで、そういう対応をしているとはちょっといいかもしれませんが、感覚的には市の仕事ではないというようなもし意識があれば、これはやはり職員全体で改めていかなければいけないと思いますし、その努力は実際にしていると思います。

具体的に全庁的な組織をとということで、これはかなり私ども研究しているつもりで、意識改革も含めて全庁的な取り組みが本当に必要だと思っています。それはなぜかというと、やはり具体的に就職先を持っていないと、幾らマッチングをするといってもなかなか、相談に応じるというレベルだけでは実効性が上がらないので、各局全庁的に就職先をもっと掘り起こしていくといったような意識、それから仕組みづくりが大事だと思っていますので、これは御指摘のように、全庁挙げて取り組むということもやってまいりたいと思います。ほかに物品の購入の契約のあり方など、これは工夫をしておりますけど、さらに精度を上げていきたいと思っておりますし、大阪がそんなに先進的だということとはちょっと私も知りませんでしたので、その大阪市の例も含めて研究もしていきたいと思っております。

それから2つ目の、子どもの放課後の取り組みですが、御指摘ありましたように、地域ぐるみで子どもを育てるといった観点からもこの事業は大変大切だと思っておりますし、江藤議員のほうからも、今議員も同じような御指摘がございましたが、かなり実効性は上がっているのではないかと、私どもも同じように考えております。

この事業、今放課後の遊び場モデルづくりということで、モデル的に現在始めていくということで、ただ、やはり答弁申し上げますように、かなり綿密といいますか、子どもたちを預かるということですから非常にデリケート、場合によってはケース・バイ・ケースで非常に校区ごとで違う可能性もありますし、地域の実情に合った形がどういったものかいいのかというのは、少し慎重というのは、これはスピードを遅くしたいと言っているわけじゃなくて、非常に多面的に検証していく必要があるということ、私どもとしては今の段階では考えておまして、しっかり検証した中で、議員も言われました、さまざまな団体であるとか、財政的な活用であるとか、そういったことを研究して、早く方向性を見定めて、子どもたちのためにしっかりとした遊び場、放課後の居

場所づくりということをやっていきたいと思っております。